

1 台風時の対応について

- (1) 午前6時30分の時点で名古屋地方気象台から愛知県下のいずれかの地域（田原市を除く）に暴風警報が出されている場合は登校しないこと。
- (2) 午前11時までに愛知県内（田原市を除く）の暴風警報が全て解除された場合は、2時間後に授業が開始される。ただし、午前11時過ぎに解除された時は休校とする。
- (3) 部活動や生徒会活動、学校祭準備なども暴風警報が出ている時は登校しないこと。
- (4) 暴風警報が解除されても登下校の際は、十分に注意をすること。決して無理をしないこと。
- (5) 学校にいる時に暴風警報が出た場合は、指示に従い行動をすること。
- (6) 帰宅途中で暴風警報が出た場合は、状況を把握し、速やかに自宅に帰ることを基本とする。
- (7) 定期考査がある日に午前6時30分の時点で愛知県下のいずれかの地域に暴風警報が出ている場合は考査を行わず、休校とする。

2 特別警報時の対応について

- (1) 名古屋地方気象台から特別警報が発令された場合は（愛知県のすべての地域が対象）、以下のとおりとする。
  - ア 在宅時は登校しないこと。
  - イ 登下校時は原則として帰宅する。（ただし、状況によっては学校または最寄りの避難所に避難する）
  - ウ 在校時は、学校の指示に従う。
- (2) 解除後の授業の開始については、学校より指示を行う。  
\* 交通機関の途絶や通学路の冠水・河川の増水等により登校が困難な場合は、登校しなくてもよい。

3 南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合には、その後の情報の発表に注意し、通常通り授業を行う。なお、愛知県教育委員会から指示があった場合は、これに従う。
- (2) 南海トラフ地震に関する情報には「定例」と「臨時」があり、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際、臨時情報が発表される。臨時の情報は、次のいずれかの場合に発表される。
  - ・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された、又は調査が継続されている。
  - ・ 観測された異常な現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
  - ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
- (3) 学校への連絡について  
南海トラフ地震等の大規模地震発生後、学校への電話連絡が繋がりにくい場合には、被災状況等を災害用伝言ダイヤルに録音する。

◆災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法

171 → 1 → (\*\*\*)\*\*\*-\*\*\* → 録音  
ガイダンス ガイダンス 自宅の電話番号 ガイダンス